

第3回伊奈町まちづくり基本条例懇話会御意見まとめ

前文に関する意見

- ・前文がまとまっていてすごくいいと思う。ボリュームもちょうどよく見やすい。
- ・前文1行目「私たちのまち伊奈町は、～輝くまちです。」と言い切っているが、前に進むという意味を表す際に、「～は、～です。」で結ぶ文章はどうか。もっといろんな人の意見を聞いていいまちをつくる意思を入れるべきでは。
- ・町民憲章をそのまま入れてしまうのはおかしいか。町民憲章も町民の目標であると思うので、リンクさせるよう、存在を匂わせる表現を入れてもらえれば。
- ・前文で、文化や自然環境に触れる言葉がない。文化と自然環境の文言も入れてほしい。憲章とうまく絡めてもらえれば。
- ・「にぎやかで美しいまち」を「賑わいのある美しいまち」という風に、やわらかい表現にした方が良いのでは。
- ・「広く人々から親しまれ、愛される」を「人々から広く親しまれ、愛される」に修正したほうが良いのでは。

第3条（定義）に関する意見

- ・3条に「町」の定義で各委員会が書かれているが、「町」とは職員のことでは。一般の方が見たときにわかりにくい。もう一步突っ込んで書いてもいいのでは。
- ・第3条（4）協働の定義に、「対等の立場で協力しあう」とあるが、対等の対場というのが引かかる。町や議会は仕事としてやっている中で、町民は別の仕事等を持っている。何が対等なのか補足をしていただいた方がいい。例えば企画・立案・評価等は対等だと思うが、対等なことを明確にしていきたい。
- ・対等という言葉にはこだわりがある。地元で会をやっているが、役場にはこちらからお願いする立場になってしまう。対等というのは人と人が同じ場所にいることだと思う。字で表現するのは難しいと思うが、人として当たり前の

こと。

- ・ 3条の協働の定義で、よりよい共通の目標に向かうからには、対等に意見を交わさなければならない。北本市自治基本条例3条6項にあるとおり、共通の目標があるから協働できるのではと思う。共通の目標をお互い認識しあうのが前提であれば対等というのがわかりやすくなる。共通の目標という文言を入れてはどうか。

第7条（地域尊重の原則）に関する意見

- ・ 小中学生アンケートで安全なまちの要望が高い中で、7条に安心して暮らせることを謳ってくれていていいと思う。

第8条（環境配慮の原則）に関する意見

- ・ 8条で「生物の多様性を保全するため」とあるが、生物の多様性の保全だけが目的のように見える。環境問題は多岐にわたるため、「生物の多様性の保全、環境への影響に配慮した」や「持続可能な循環型社会を基調としたまちづくりにするため、生物の多様性を保全、環境への影響に配慮した」という形にしては。
- ・ 8条の、生物の多様性の保全については、森林伐採等で生息地がなくなるという、大きな意味の自然破壊のように受け取れる。循環型社会については、資源や廃棄物に視点があって、資源問題のような印象を受ける。それぞれの関連が見えないのでつながりが見える優しい表現をしていただきたい。アンケートに人と自然との共生の割合が高いこともあり、環境配慮の原則は大事なことであるが、条文を整理してほしい。
- ・ 生物の多様性や環境への影響を配慮したうえで持続可能な循環型社会となるので、循環型社会は資源のことだけを表しているものではないと考える。

第9条（町民の権利及び責務）に関する意見

- ・ 第9条に、八潮市のように、必要な説明を受ける権利も入れてほしい。情報公開されても読み解くことが難しい場合もあるので。
- ・ 9条2、3項に「努めるものとする。」というやわらかい表現としたのはいいと思う。

第10条（町長の責務）に関する意見

- ・10条3項「その能力及び知識の向上を図らなければならない。」は今後何をやるかを内部で模索してほしい。

第11条（職員の責務）に関する意見

- ・11条に「公務を民主的かつ能率的」とあるが、民主的にというのが理解できない。民主的に公務を遂行するとはどういうことか。また、「誠実かつ公正に」とあるが、誠実は職員の態度・資質の問題、公正は職務上の本質的な問題。どちらが先なのか検討してほしい。

第12条（議会の責務）に関する意見

- ・12条「町民の意思を的確に町政に反映させ」と入れたのはすごくいい。議会だよりで何をやってきたかを書いているだけで、みんなから意見を求めにどこでも行きますというのがない。もっと主体的な行動を促すものとしてほしい。13条にもリンクするが、主体的な行動を促すものとしてほしい。
- ・12条「町民の意思を的確に町政に反映させ」が最終目標であれば、言葉を補った方が良いのでは。

第13条（議員の責務）に関する意見

- ・13条「持続的な緊張の保持等に努め」とあるが、町と議会は、お互い相互監視関係になければならない。もっと緊張持ってやりなさいというのを、どこかに入れてほしい。

第14条（情報の公開及び発信）に関する意見

- ・14条と15条「他の条例」は情報公開条例と書いてもいいのでは。

第16条（町民参加と協働の推進）の【説明】に関する意見

- ・16条の説明「町民参加の機会を保障させることにより」とはどういうことか。単に「保障する」でよいのでは。

第17条（条例の見直し）に関する意見

- ・今この条例で実効性をどこまで確保するかが見えてこない。11条2項で「積極的に町民と協働し、まちづくりを推進しなければならない。」とある。例えば、行政区単位で町職員が行政区を担当、派遣させれば十分機能するのでは。行政区同士で競争させてもいいかもしれない。そういう仕組みは設けられな

いのか。役場の職員は行政区と連携していないし、せっかくまちづくり条例を作るのであれば、もっと行政区と連携を取りながら取り組んでいくことが実行性を担保するうえで必要では。条例事項ではないかもしれない。もっと下のところで具体的な位置づけが示せれば。

- ・実効性の担保について、条例をもとに町民が実行できることもあるので、条例ができることで、町民にまちづくりの権利が与えられるので実効性は担保されていると考える。

全般に関する意見

- ・細則がないとなると解釈が難しい。細則がないと拡大解釈されてしまうのでは。